

ひとり親医療助成制度について

1. 対象者

健康保険に加入している「母子家庭」「父子家庭」「両親のいない子とその養育者」「両親のいずれかが重度の障害である家庭」「DVにより裁判所からの保護命令が出されている家庭」が対象

18歳に到達した最初の3月31日までの子とその親（養育者）

2. 助成内容

- ① 1医療機関当たり1日500円で月2日まで本人負担有り。500円に満たない場合は、その金額。
- ② 本人負担の1か月上限額は2,500円まで（超えた分は返却する）
- ③ 院外処方箋の調剤は本人負担なし
- ④ 中学3年生までの子は、入院時の食事代も無料

3. 新たな取り組み

子ども医療・ひとり親家庭医療の自己負担の上限の見直し

平成30年7月受診分より、子ども医療・ひとり親家庭医療を受けている人の月の医療費の支払い上限額2,500円が、受給者1人あたりから世帯での合算に変更した。

※その他、自動償還や食事証発行の取り組み（大阪府内の医療機関のみ）も実施